

西蒲民商ニュース

2019年9月16日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

やはり消費税増税はダメ

混乱必死の増税と軽

減税率にノーを！

【複雑すぎる軽減？税率】

○8%対象

酒や外食を除く肉・野菜・魚などの飲食料
品。飲食料品の割合が2/3以上で1万円
以下のもの。持ち帰り食品等

○10%対象

酒、外食、出張料理、医薬品等
コンビニなどでの店内飲食(机・椅子あり)

【経理や記帳はどうなるの？】

○今年10月1日〜令和5年9月30日まで
帳簿や請求書などに税率を分けて記載。

○令和5年10月1日〜インボイス(適格請
求書方式)が導入されます。

○インボイス発行のためには、免税業者(売
上二千万円以下)でも税務署に届け出して
番号をもらいます。

○インボイスの発行がないと仕入れ税額控除
消費税の経費)ができずに取引から排除され
る可能性があります。

【消費税増税中止を】

米中経済摩擦や消費低迷で日本経済は大変
です。消費税増税中止の世論と運動を強めま
しょう。



所得税法56条廃止を 求める請願署名を

民商婦人部では右署名を広げていま
す。これは中小業者等の配偶者や家族
の働き分を経費として認めさせる署
名です。婦人部では署名を9月26日
(木)の婦人業者大会に持参し、県選
出国会議員等に請願します。

*9月24日(火)まで署名し、班長当
番や事務所に持参下さるようお願いい
ます



自主記帳・自主計算で対 応しました。

西蒲区のAさん(電気関連業者)に、
巻税務署の調査が入りました。税務署
員は「税法と守秘義務」を持ち出
して第三者の立ち合いを排除しまし
た。Aさんは、3年分の事業関連の通
帳と自主計算ノートに基づく計算書
を提示して対応しました。Aさんは
「今回の調査で自分の計算に自信が
持てた、これからも自分の申告に自信
をもって対応する」と話しています。

